

樟葉西校区コミュニティ協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、樟葉西校区コミュニティ協議会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、樟葉西小学校に置く。

- 2 会長は、事務処理を円滑なものにするために、事務局スタッフを委嘱し、事務局スタッフは運営にあたる。
- 3 事務局に広報部を置き、会議の議決事項等は必要に応じて、会報等で校区住民に公表する。

(目 的)

第3条 本会は、樟葉西校区における「住みよいまちづくり」をめざし、地域の主体として「まちづくり」を担うために、校区内の自主的な活動を促進し、緊密な連絡調整に努めるとともに、校区地域自治の発展と福祉の増進をめざすことを目的とする。

(組 織)

第4条 本会は、自治会部会、専門部会および自主防災会をもって組織する。

(活 動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 校区内自治会の連絡調整に関すること。
- (2) 専門部会活動に関すること。
 - ① 社会福祉の増進及び健康管理に関すること。
 - ② 青少年の健全育成に関すること。
 - ③ スポーツ・レクリエーションに関すること。
 - ④ 交通安全・防災・防犯に関すること。
 - ⑤ 社会層別組織、サークル組織に関すること。
 - ⑥ 環境保全に関すること。
 - ⑦ 機関紙等の発行に関すること。
 - ⑧ その他、目的達成に必要な事項に関すること。
- (4) 各種団体との連絡調整に関すること。
- (5) 行政等関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

(構成員及び活動主体)

第6条 本会は、次の諸団体より選出された者および地域に根ざした活動に従事する公的委嘱を受けた委員により構成し、その活動は、その内容により次の諸団体のいずれかが中心となつて行ふ。

- (1) 自治会 (2) 校区福祉委員会 (3) 民生委員・児童委員
- (4) 青少年育成指導委員 (5) 樟葉西小PTA (6) 楠葉西中PTA
- (7) 校区交通対策協議会 (8) 校区防犯協議会 (9) 保護司
- (10) 更生保護女性会 (11) 日赤奉仕団 (12) その他の関連団体

- 2 本会の幹事会は、本会の目的を達成するために特に必要または有効と認めるときは、他の個人を本会の構成員に招請することができる。

(事業計画及び報告)

第7条 第5条に基づく活動の事業計画案は、原則として3月中に〔事業計画書〕並びに〔予算書〕を幹事会に提出する。また、事業終了後、速やかに〔事業報告書〕並びに〔決算書〕を幹事会に提出する。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|-----|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 書 記 | 若干名 | (4) 会 計 | 若干名 |
| (5) 会計監査 | 2 名 | (6) 相談役 | 2 名 |
| (7) 事務局長 | 1 名 | | |

(役員を選出方法)

第9条 役員を選出方法は、次の各号に定める。

- (1) 会長、副会長、書記、会計、会計監査、事務局長は、構成員から幹事会が推薦し、総会において承認を受ける。
- (2) 役員は、満75歳以下の者より選出する。
- (3) 相談役は、樟葉西小学校長、楠葉西中学校長とする。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は、次の各号に定める。

- (1) 会長は、本会を代表しすべての任務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その任務を代行する。
- (3) 書記は、議事録の作成及び保存文書等に関する事務を取り扱う。
- (4) 会計は、本会の会計事務を取り扱う。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査し、総会で報告を行う。
- (6) 相談役は、必要に応じて意見、助言を述べる。
- (7) 事務局長は、事務局スタッフと共に本会の事務局運営にあたる。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、次の各号に定める。

- (1) 役員の任期は1年とする。ただし再任することができる。
- (2) 役員に欠員が生じた場合、欠員となった役員は補充することができる。
後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、役員資格の喪失、会計年度の終了その他の事由により、役員を退任すべきときでも後任者が就任するまでは、その職務を行わねばならない。

(会 議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、幹事会、定例会とする。

(総 会)

第13条 総会は、本会の最高決議機関であり、年1回開催する。

- 2 総会は構成員の50%以上の出席をもって成立する。
- 3 やむを得ない事情で欠席する者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開くことが出来る。構成員からの要請があるときは、会長は、臨時総会を開かねばならない。

(総会の決議事項)

第14条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 会費の額
- (3) 役員の選任または解任及び任務
- (4) 収支予算及び事業計画並びにそれらの変更
- (5) 収支決算及び事業報告
- (6) その他審議が必要であると認める事項

(役員会)

第15条 役員会は、会計監査と相談役を除き、必要に応じて会長が招集し開催する。

- 2 総会及び幹事会の議決事項に従い執行するとともに、緊急事項を処理する。

(幹事会)

第16条 幹事会は、会計監査と相談役を除く役員と本会を組織する各自治会長、各専門部会の代表者および自主防災会の会長をもって構成し、次の事項について審議・決定して総会に諮る。

- (1) 本会の基本的な活動の計画案
- (2) 役員の推薦または解任
- (3) 予算及び事業計画案ならびにそれらの変更

(4) 決算及び事業報告

(5) その他審議が必要であると認める事項

- 2 幹事会は、原則3ヶ月に1回開催する。また、必要に応じて会長が臨時幹事会を招集できる。他の幹事の要請があるときは、会長は臨時幹事会を招集しなければならない。
- 3 重要事項の中で緊急を要するものは、役員会で決議執行し、次の幹事会で承認を受ける。

(定例会)

第17条 構成員の連絡調整のために、原則毎月第2金曜日、定例会を開催する。

- 2 定例会は、会長が招集する。

(部 会)

第18条 第5条の活動を行うために、自治会部会と専門部会を置く。

(自治会部会)

第19条 自治会部会は、次の自治会で構成し各会長が幹事となる。

- (1) くずはセンチュリータウン自治会 (2) くずはタワーシティ自治会
- (3) くずは並木自治会 (4) 西船橋自治会 (5) 樋之上住宅自治会
- (6) 樋之上町自治会 (7) ファインシティくずは自治会

(専門部会)

第20条 専門部会は、次の専門部会で構成し各専門部会の代表者が幹事となる。

- (1) 福祉部会 (2) 青少年部会 (3) スポーツ部会
 - (4) 防犯安全部会 (5) 交通対策部会 (6) シニア部会
 - (7) 環境部会 (8) 新名神対策部会
- 2 その他、幹事会が必要と認めた場合、新たな専門部会を追加できる。

(自主防災会)

第21条 自主防災会の会長は幹事となる。

- 2 自主防災会は、本会の他の構成団体を構成員とする特殊な団体である。両者は、相互に協力・連携の中で活動をする。

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とし、経費は次の収入により運営する。

- (1) 会費〔自治会分担金〕 (2) 補助金 (3) 寄付金 (4) その他

(会計監査)

第23条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、幹事会及び総会に報告する。

第24条 その他必要な事項については、幹事会において別に定める。

附則 本会則は、平成18年4月28日より施行する。

附則 本会則は、平成21年4月24日より施行する。

附則 本会則の修正は、平成22年4月23日より施行する。

附則 本会則の修正は、平成25年4月26日より施行する。

附則 本会則の修正は、平成26年4月25日より施行する。

附則 本会則の修正は、平成29年4月28日より施行する。

附則 本会則の修正は、2019年4月26日より施行する。

附則 本会則の修正は、2023年4月28日より施行する。

附則 本会則の修正は、2024年4月26日より施行する。

附則 本会則の修正は、2025年4月25日より施行する。